

北空知衛生センター組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例

昭和41年4月19日
組合条例第6号

改正 昭和43年 3月 5日組合条例第6号 昭和62年 3月26日組合条例第1号 平成16年 3月25日組合条例第1号
昭和45年 7月 7日組合条例第2号 平成 2年 3月29日組合条例第1号 平成21年 3月26日組合条例第3号
昭和47年 3月21日組合条例第1号 平成 4年 3月27日組合条例第1号 平成22年 3月25日組合条例第2号
昭和54年 3月29日組合条例第1号 平成 5年 3月30日組合条例第1号
昭和56年 3月25日組合条例第1号 平成 6年 3月28日組合条例第1号
昭和60年 3月28日組合条例第1号 平成 8年 3月27日組合条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、北空知衛生センター組合（以下「組合」という。）議会の議員に対して支給する議員報酬、費用弁償及びその支給方法について定めることを目的とする。

(昭43組合条例6・一部改正、平21組合条例3・一部改正)

(議員報酬及び議員報酬の支給時期並びに方法)

第2条 議員報酬の額は次のとおりとする。

年額 48,000円

(昭47組合条例1、昭54組合条例1、昭56組合条例1、昭60組合条例1、昭62組合条例1、平2組合条例1、平4組合条例1、平6組合条例1、平8組合条例1、平16組合条例1・一部改正、平21組合条例3・一部改正、平22組合条例2・一部改正)

- 2 議員報酬は、毎年9月及び3月に前項に定める議員報酬額の2分の1を支給する。
- 3 組合議員が、年度の途中においてその職に就いたとき又は辞職、任期満了、失職等によりその職を離れたときは、その年度の現日数を基礎として日割計算によって議員報酬を支給する。
- 4 自己の都合により1年以上全くその職務を執行することができなかつた場合には、1年を経過した日の翌日から議員報酬を減額することができる。
- 5 前項の適用を受けている者が、その職務を執行することができるようになった場合には、その日から議員報酬を支給する。その場合において、第2項を準用し前項の場合も同様とする。

(昭54組合条例1・一部改正、平22組合条例2・一部改正)

(旅行による費用弁償)

第3条 議員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

- 2 前項の規定により支給する費用弁償の額は、深川市職員旅費支給条例（昭和38年深川市条例第10号）に定める額とする。

(昭45組合条例2、平5組合条例1、平16組合条例1・一部改正)

(組合市町内の会議出席の費用弁償)

第4条 議員が招集に応じ、組合議会等に出席したときは会議出席の費用弁償として旅費を支給する。

- 2 前条第2項の規定は、前項の旅費に準用する。ただし、日当については1,000円とする。

(昭45組合条例2、平5組合条例1、平16組合条例1・一部改正)

(支給方法)

第5条 前2条の支給方法については、深川市職員旅費支給条例の規定を準用する。

2 議員報酬及び旅費は、議員から申出があった場合は、口座振替の方法により支払うことができる。

(昭54組合条例1・追加、平21組合条例3・一部改正)

(規則への委任)

第6条 この条例の実施について、必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和43年3月5日組合条例第6号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和43年3月1日から適用する。

附 則 (昭和45年7月7日組合条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。

附 則 (昭和47年3月21日組合条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則 (昭和54年3月29日組合条例第1号)

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則 (昭和56年3月25日組合条例第1号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 (昭和60年3月28日組合条例第1号)

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年3月26日組合条例第1号)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (平成2年3月29日組合条例第1号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年3月27日組合条例第1号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年3月30日組合条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、平成3年10月1日から適用する。

附 則 (平成6年3月28日組合条例第1号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月27日組合条例第1号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月25日組合条例第1号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月26日組合条例第3号)

この条例は、公布の日から施行し、平成20年9月1日から適用する。

附 則 (平成22年3月25日組合条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から施行する。